

(仮称)仙台市客引き行為等の規制に関する条例(中間案)の概要

1 目的

○客引き行為等について必要な規制を行うことにより、市民等が安心して公共の場所を通行し、又は利用することのできる環境の確保を図り、もって魅力と活力のある安全安心で快適な街づくりに資することを目的とする。

2 定義

○客引き行為等：公共の場所で行われる、次の4つの行為をいう。

客引き行為	通行人等不特定の者の中から相手方を特定して、客となるように誘う行為
客待ち行為	客引き行為を行う目的で相手方となるべき者を待つ行為
勧誘行為	通行人等不特定の者の中から相手方を特定して、役務に従事するよう誘う行為
勧誘待ち行為	勧誘行為を行う目的で相手方となるべき者を待つ行為

- 市民等：市内に居住し、もしくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- 事業者等：市内で事業活動を行う者(以下「事業者」という。)又はその従事者をいう。
- 地域団体：市内で活動する団体のうち、次に掲げる団体をいう。
 - ・町内会、自治会その他の地域住民の組織する団体
 - ・商店街振興組合

3 市・事業者等・地域団体・市民等の責務

【市の責務】

○地域団体及び警察その他の関係機関と連携し、事業者等及び市民等に対する意識の啓発を図るとともに、その他必要な施策を推進するものとする。

【事業者等の責務】

○事業者は、客引き行為等の規制について、従事者その他関係のある者への指導、監督その他必要な措置を講じるものとする。

○客引き行為等の規制に関する市の施策に協力するものとする。

【規制区域内の地域団体の責務】

○客引き行為等を行わせないための巡回、啓発等を自主的に推進するものとする。

【市民等の責務】

○客引き行為等の規制に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

4 客引き行為等規制区域の指定

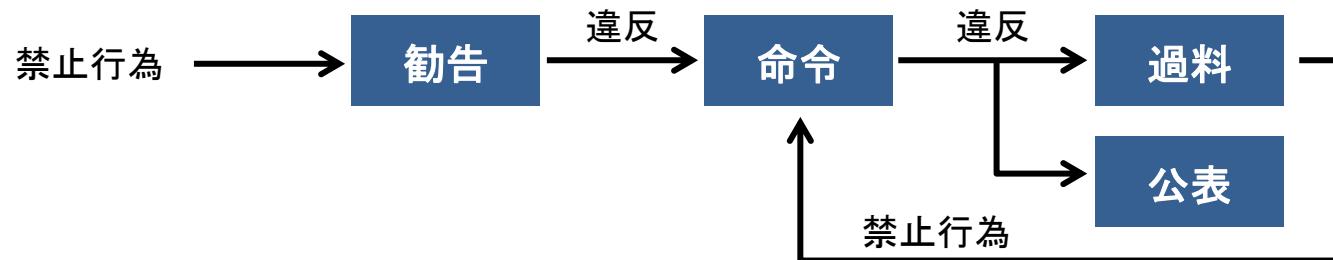
- 地域団体と協働して客引き行為等の対策に取り組む必要があると認める区域を客引き行為等規制区域(以下、「規制区域」という。)に指定することができる。
- 規制区域を指定しようとするときは、あらかじめ仙台市安全安心街づくり条例に規定する仙台市安全安心街づくり推進会議の意見を聴くものとする。

5 禁止行為

- 規制区域内においては、次の行為を禁止することとする。
 - ・客引き行為等を行い、又は行わせること
 - ・事業者等が、客引き行為を受けた者を客として自らの店舗等営業場所に立ち入らせること

6 勧告等の実施 ・ 7 罰則

- 規制区域内において禁止行為をした者に対し、当該行為をしてはならない旨を勧告することができる。
- 勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該行為をしてはならない旨を命令することができる。



- 次の場合には、5万円以下の過料に処する。
 - ・規制区域内において命令に従わずに禁止行為をした場合
 - ・調査等を受けた者が、正当な理由なく調査を拒み、妨げる等した場合
- 店舗等の従業員が過料を科された場合は、その店舗等も同様に過料に処する。
- 命令に従わない者の氏名等を公表することができる。
- 調査等を拒み、妨げる等したときは、その者の氏名等を公表することができる。
- 営業場所を提供している所有者等に対し、公表に係る事項を通知することができる。

8 調査等

- 条例の目的を達成するために必要があるときは、次の調査を行うことができる。
 - ・禁止行為をした者に対する質問等
 - ・禁止行為をした者の店舗や事務所等に立ち入って行う調査

9 関係機関等との協力

- 条例の目的を達成するために必要があるときは、関係警察署長及びその他関係機関の長と、相互に情報の提供その他必要な協力を行うものとする。また、必要に応じて、地域団体その他の者にも協力を求めることができるものとする。

10 運用

- 条例の運用にあたっては、巡回、啓発及び勧告等の実施方法について、地域団体及び警察その他の関係機関と協議するものとする。